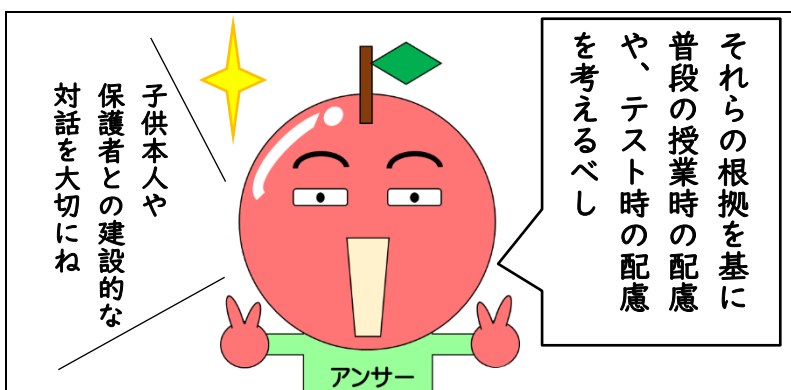
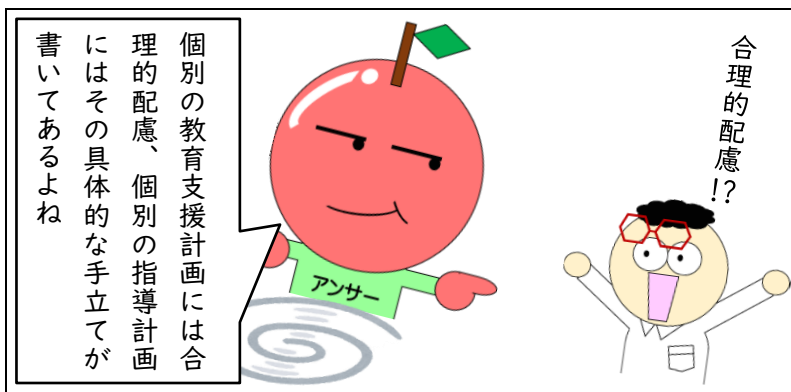
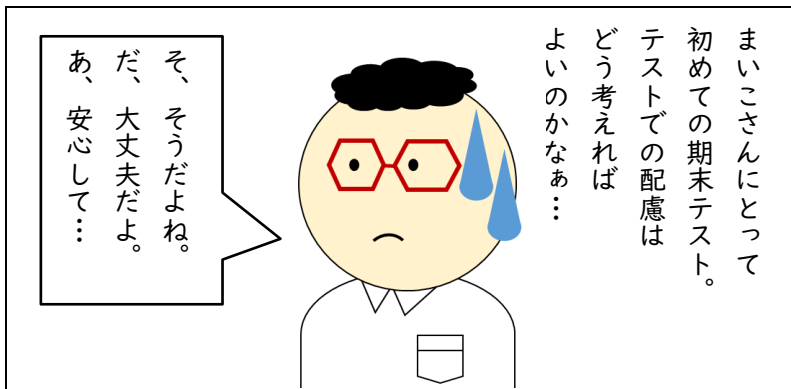
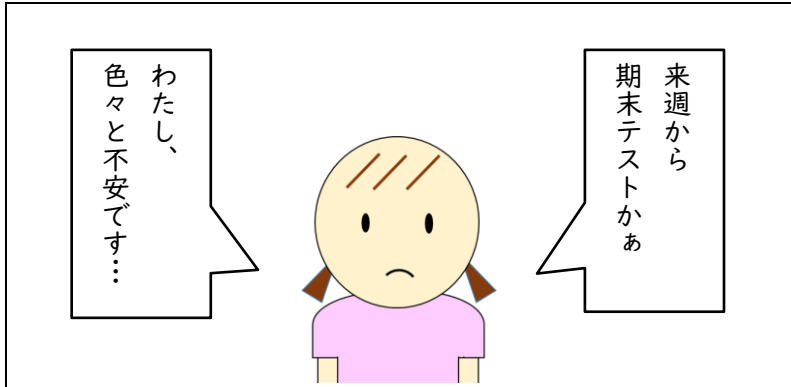


# Q9. 交流学級でのテスト実施時における配慮について、どう考えればよいのですか？

※ある中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級にて



## テスト実施時の配慮は「合理的配慮」として考える

- 普段から個別の教育支援計画や個別の指導計画を基に授業で配慮していることが、テスト時の配慮にもつながります。

期末テスト等の定期考査における配慮を考える際には、普段の授業において、その子供の障害による学習上の困難さに応じて合理的配慮が提供されていることが前提となります。合理的配慮の根拠となるのが、個別の教育支援計画や個別の指導計画です。個別の教育支援計画に記載した合理的配慮について、より具体的な手立てが個別の指導計画に記入されます。これらが、テスト実施時の配慮の根拠となります。以下は、テストにおける配慮の例です。

- 書字に困難さがあるため、ノートは広いマス幅のものを使用している  
→テストの解答用紙を拡大して提供する
- 読むことに困難さがあることから、読む箇所を意識させるために、読む部分だけが見える自助具を使っている  
→テスト時も自助具を使ってもよいことにする
- 視覚に障害があり、字を読むことに時間がかかるため、普段の授業でも問題文を先生が読み上げている  
→別室でテストを行い、問題文は教師が読み上げる



これらの配慮は、子供が自分の力を十分に発揮して、テストの問題を解くために提供されるものです。そのため、周りの子供たちが不公平感をもたないように、保護者の了解を得た上で、日頃から合理的配慮を提供する理由を説明しておくことが大切です。また、自己評価や個人内評価を取り入れるなど、評価方法も工夫しましょう。

## 本人・保護者との建設的な対話を心掛ける

- 本人や保護者との合理的配慮についての話し合いでは、お互いの意見の相違を調整しながら、お互いが歩み寄ることができるようにしていきましょう。

合理的配慮についての面談は、担任一人ではなく、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級の主任等、複数の教員で対応して、丁寧な対話を重ねていきます。ただし、本人や保護者が希望した配慮が、学校で全て提供できるとは限りません。その場合、「優先して提供することが必要な合理的配慮」や「希望された合理的配慮を提供できない場合の代替の配慮」について話し合いを重ねます。また、合理的配慮の決定の判断は、担任が一人で行うのではなく、校内委員会等の組織的な検討の場で判断し、決まったことを本人や保護者に説明します。

【文献】：熊本県教育委員会（2019）：高等学校における合理的配慮事例集ーインクルーシブ教育の実現に向けてー。文部科学省教育課程課編。中等教育資料。

### よく一緒に読まれているQ

Q26「どのような指導・支援の手立てが効果的なのか判断できません。個別の指導計画にどのように書いたらよいのでしょうか？」

[目次に戻る](#)